

琉球大学特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断(特殊健康診断等)の実施方針

1 目的

有害な環境下における教育・研究・医療等に携わる琉球大学の教職員及び学生を疾病から予防するために、労働安全衛生法及び関連法規で規定された特定業務従事者の健康診断及び特殊健康診断（以下「特殊健康診断等」）について、実施に当たり留意すべき基本的事項を明確にするものである。

2 特殊健康診断等に対する基本的考え

学長は、有害な環境下において教育・研究・医療等に携わる教職員及び学生に医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。また、教職員及び学生は、学長が行う健康診断を受診しなければならない。学生に対する特殊健康診断等については、教職員に準じて実施することとし、研究・教育指導に当たる教職員が特殊健康診断等の目的について学生に説明し、受診対象となる学生が受診できるよう配慮する。学生は、研究・学習環境について十分に把握し、疾病予防に努めるとともに、健康状態を自己管理しなければならない。

3 実施についての別添資料

(1) 受診対象者 【別紙 1】

(2) 受診の要否の判断 【別紙 2 、別紙 3 及び別紙 7】

(3) 実施検査項目等 【別紙 4】

(4) 調査票及び提出先 学生【別紙 5】(学生用) 学生部学生支援課学生係

※【別紙 5】において「B 電離放射線健康診断」に該当する者は、必ず「放射線業務従事者健康診断問診票【別紙 6】」を記入し調査票と併せて提出すること。

(5) 日程及び場所 別紙 8 に記載。

(6) 特殊健康診断等の結果について

結果の管理、結果に基づく健康管理指導、所轄官庁への対応等については、職員及び学生のプライバシー保護に配慮し、担当部門（職員は人事課、学生は学生支援課）が責任を負う。

【学生の特健康診断について】

案内及び調査票の配布は学生支援課が実施する。

受診の要否について、研究・教育指導に当たる教職員と相談し判断すること。